〃	第十六回	四十億円	百円五十銭		
〃	第十七回	九億円	百円三十銭		
〃	第十八回	十億円	百円三十九銭		
〃	第十九回	一億円	百円八十五銭		
〃	第二十回	四億円	百円八十八銭		
〃	第二十二回	十億円	百二円五十銭		
〃	第二十回	四億円	百一円三十八銭		
〃	第二十四回	十億円	百二円五十三銭		
〃	第二十七回	五十億円	百二円九十五銭		
〃	第二十八回	五十億円	百二円二十九銭		
〃	第三十回	五十億円	百円十九銭		
〃	第二十回	四億円	百円二十銭		
〃	〃	五十億円	百円二十一銭		
〃	第三十一回	六億円	九十九円九十八銭		
〃	〃	五十億円	九十九円九十九銭		
〃	〃	四億円	百円二十三銭		
〃	〃	十億円	百円		
〃	〃	十七億円	百円三銭		
〃	第三十二回	百四億円	百円		
〃	〃	三十億円	百円一銭		
〃	第三十三回	二億円	九十九円九十八銭		
〃	〃	八億円	百円三銭		
〃	〃	三十億円	百円一銭		
〃	第三十四回	百十二億円	百円五銭		
〃	〃	七億円	百円三銭		
〃	〃	四十億円	百円		
〃	〃	五十億円	百円六銭		

〃	第三十五回	五十億円	百円		
〃	〃	十億円	百円一銭		
〃	〃	六十五億円	百円三銭		
〃	第三十六回	十億円	百円五銭		
〃	〃	七十二億円	百円八銭		
〃	第三十七回	五十億円	百一円二十九銭		
〃	〃	五十億円	百一円三十四銭		
〃	〃	五億円	百一円三十五銭		
〃	〃	二十八億円	百一円三十六銭		
〃	〃	三十二億円	百一円三十八銭		
〃	第三十八回	四億円	百二円四十五銭		
〃	〃	五億円	百二円五十一銭		
〃	第三十九回	四億円	百四円二十五銭		
〃	第四十回	一億円	百四円八十銭		
〃	第四十一回	一億円	百四円三十五銭		
〃	第四十四回	二億円	百四円二十三銭		
〃	第四十五回	二十億円	百四円五銭		
〃	〃	二億円	百四円二十八銭		
〃	〃	六億円	百四円八十銭		
〃	第四十六回	三億円	百四円七十銭		
〃	第四十七回	八億円	百四円二十銭		
〃	〃	六億円	百四円二十三銭		
合計		千三百十億円			

○財務省告示第四百六号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十五年十一月十九日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年十二月二十七日

財務大臣　麻生　太郎